

令和五年度の血液製剤の安定供給に関する計画の一部を変更する件

○厚生労働省告示第三百十五号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十号）第二十六条第一項の規定に基づき、令和五年度の血液製剤の安定供給に関する計画（令和五年厚生労働省告示第三百三十七号）の一部を次のように変更したので、同条第六項の規定により告示し、令和五年十二月一日から適用する。

令和五年十一月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

別表の人免疫グロブリンの項中「2,572,100」を「2,731,600」に、「500,200」を「719,100」に、「2,886,800」を「3,105,700」に、「3,509,800」を「3,728,700」に改める。